

## 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令 新旧対照表（下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>第1章～第14章（略）  別表1～別表7（略）  別紙1（略）  別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係）  第1（略）  第2 陸上関係  1（略）  2 公共業務用無線局  (1)～(3)  (4) 消防用  消防用無線局の審査は次の基準により行う。  ア～ウ（略）  エ 移動通信系  (ア)～(イ)（略）  (オ) 割当周波数等  移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、各総合通信局及び沖繩総合通信事務所があらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。  A・B（略）  C 署活動用</p>	<p>第1章～第14章（略）  別表1～別表7（略）  別紙1（略）  別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係）  第1（略）  第2 陸上関係  1（略）  2 公共業務用無線局  (1)～(3)  (4) 消防用  消防用無線局の審査は次の基準により行う。  ア～ウ（略）  エ 移動通信系  (ア)～(イ)（略）  (オ) 割当周波数等  移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、あらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。  A・B（略）  C 署活動用</p>

消防業務の管轄区域の人口が原則として 30 万人以上の市町村等、デジタル移動通信系を運用している市町村等(デジタル移動通信系の運用に向けた具体的な計画を有する市町村等を含む。)及び東京都に対しては、陸上移動局用又は携帯局用とし、原則として、必要に応じて次の基準による署活動用の周波数を認めることができる。

(A)～(C)

(D) 消防団と連絡通信を行う場合に使用される周波数として 1 波

D～G (略)

H 消防団用

消防団用無線局の周波数については、次によるものとする。

(A)・(B) (略)

(カ)・(キ) (略)

オ～キ (略)

消防業務の管轄区域の人口が原則として 30 万人以上の市町村等、デジタル移動通信系を運用している市町村等(デジタル移動通信系の運用に向けた具体的な計画を有する市町村等を含む。)及び東京都に対しては、陸上移動局用又は携帯局用とし、原則として、必要に応じて次の基準による署活動用の周波数を認めることができる。

(A)～(C)

D～G (略)

H 消防団用

消防団に開設される無線局の周波数については、次によるものとする。

(A)・(B) (略)

(カ)・(キ) (略)

オ～キ (略)